Advanced Powder Technology 編集委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

(目的)

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)における Advanced Powder Technology 編集委員会に関する必要な事項を定めるものである。

(粉体工学会誌編集委員会の役割)

2. Advanced Powder Technology 編集委員会(以下、英文誌編集委員会という) は本会定款第 5条の(2)に定める学会誌の一つである Advanced Powder Technology (以下、英文誌という) の編集を行う。

(英文誌編集委員長の選任)

3. 英文誌編集委員長 (Editor -in- Chief を指し、以下委員長という) は、会長が推薦し、 理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(英文誌編集委員会の構成と英文誌編集委員の選任)

- 4. 委員会は日本の他に、世界の各国あるいは地域に編集局 (Editorial Board) を設置することができる。
- 5. 日本に設置した編集局に属する英文誌編集委員(Editor を指し、以下委員という)は原則として会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 6. 日本の他に設置した編集局に、編集主幹(Executive Editor)を置く。編集主幹は委員長が推薦し、理事会の承認を得る。編集主幹は、担当する編集局に所属する委員を決め、委員長の承認を得る。
- 7. 委員長、編集主幹および委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 8. 補欠または増員された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(英文誌編集委員会の運営)

- 9. 委員長は日本に設置した編集局に属する委員の中から選出した委員で構成される委員会を招集、運営するものとする。
- 10. 日本の他に設置した編集局は、その編集局を担当する編集主幹が責任者となり運営する。
- 11. 各編集局は、独自に論文の採否を決めることができ、英文誌の企画・運営の提案を行う。 委員会は、各編集局からの企画・運営提案を調整し、採択論文の掲載順序を決定する。
- 12. 原稿の取り扱い、査読に関しては別に定めるところの Advanced Powder Technology 投稿規程による。

(その他)

13. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

(附 則)

この内規は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定(理事会承認)

粉体工学会英文誌特集論文発行に関する内規

一般社団法人粉体工学会

(目的)

1. この内規は、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)が刊行する Advanced Powder Technology(以下、英文誌という)における特集論文発行に関して必要な事項を定めるものである。

(特集論文の定義)

2. 特集論文とは、発行申請者が関与する会議やシンポジウムでの発表をもとに投稿される論文 (会議論文)、あるいは発行申請者が主題を限定した論文 (主題限定論文) である。

(審査および発行)

- 3. 特集論文の審査および発行は、発行申請者が提出する申請書および発行要件書をもって編集 委員会で審査・承認されなければならない。
- 4. 特集論文の発行は、編集委員長の署名をもって正式に決定される。

(申請書)

- 5. 会議論文の場合:会議名、会議の趣旨、会議開催履歴、発行目的、投稿論文数、発行スケジュール、同会議で過去に発行された特集号等の情報を記し、発行申請者、会議主催者、連絡担当者の署名をもって、提出される。また発行申請者は、会議主催者を兼任してもよい。
- 6. 主題限定論文の場合:主題、発行目的、投稿論文数、発行スケジュール、同主題で過去に発行された特集号等の情報を記し、発行申請者と連絡担当者の署名をもって、提出される。

(発行要件書)

- 7. 発行要件書には、特集論文の審査発行にあたり発行申請者側が準拠すべき発行要件を記載する。原則として次の内容を含める。
 - ① 特集号を刊行しない。掲載決定順に一般論文と区別せずに発行すること。
 - ② 特集論文である旨を各論文第1ページの欄外に記載すること。
 - ③ ゲストエディターは設けないこと。
 - ④ 投稿論文数は最大30報。発行申請者は事前に投稿者リストを提出すること。
 - ⑤ 現行の審査要領が適用されること、一定水準に満たない投稿や類似率が 50%を超える投稿は審査前に返却されること、粉体に関する論述内容であることを、発行申請者は事前に投稿者に周知する必要があること。
 - ⑥ その他、編集委員長が特に必要と判断した事項。

(附 則)

この内規は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定(理事会承認)